

1. 経緯

◆令和4年6月・8月

「運動部活動の地域移行に関する検討会議提言」（6月）及び「文化部活動の地域移行に関する検討会議提言」（8月）
（学習指導要領解説の見直しにも言及）

◆令和4年12月

- ・学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（スポーツ庁・文化庁）
- ・「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について（令和4年12月27日スポーツ庁次長・文化庁次長・総合教育政策局長・初等中等教育局長通知）

4 学習指導要領解説の見直し等について

- ① このたびのガイドラインの改定を踏まえ、地域クラブ活動の位置付けや学校との連携の在り方等を更に明確にするため、今後、国が行う実証事業等の状況等も踏まえ、学習指導要領解説における関連の記載の見直しを行う予定であること。

◆令和5年度～

- ・上記の部活動ガイドラインに基づく「改革推進期間」（R5～7）がスタート
- ・「地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業」の実施（運動部活動 R5：339市区町村、R6：510市区町村）

【運動部活動の地域移行の現状・見通し（部活動数ベース）（R6フォローアップ調査結果より）】

＜休日＞ R5（実績）：10% ⇒ R6：21% ⇒ R7：37% ⇒ R8：55%

＜平日＞ R5（実績）：4% ⇒ R6：7% ⇒ R7：13% ⇒ R8：22%

2. 見直しの趣旨

- 実証事業の1年目が終了し、休日を中心に、部活動の地域移行が進捗し、今後も着実に進捗していく見込みである一方で、地方自治体・保護者からは、学校と地域クラブとの連携、平日と休日の活動の指導方針等の連携が課題として挙げられている状況。
- こうした状況を受け、地域クラブ活動の更なる円滑実施に資するよう、現行の部活動ガイドラインの記載をベースに、学校と地域クラブとの連携等に係る記載の追加等を行うことで、学校関係者を含めた共通理解の促進を図る。

※ 学校部活動の位置付けの見直しの可否等については、学習指導要領本体の次期改訂に向け、別途、議論

3. 見直しの概要

(1) 学校と地域クラブとの連携等に関する記載の新設【総則編】 ※中学校・特別支援学校（中学部）

現行の部活動ガイドラインの記載に沿って、地域クラブ活動の位置付け（学校外の活動）や教育的意義等を明確化した上で、以下の内容を記載

- ① 学校と地域クラブとの間での活動方針等の共通理解を図る
- ② 特に、平日と休日で指導者が異なる場合、指導の一貫性を確保する観点から緊密に連携
- ③ 地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等を生徒・保護者に周知

(2) 部活動の現状の位置付けの明確化【総則編】 ※中学校・高等学校・特別支援学校（中学部・高等部）

部活動は、法令上の義務として実施されるものではないことから学校の判断により実施しないこともあり、また、全ての生徒が一律に加入しなければならないものではなく、生徒の自主的・自発的な参加により行われるもの

(3) 部活動における多様な生徒・ニーズへの配慮【保健体育編】 ※中学校・高等学校

- ① レクリエーション志向の生徒や、運動が苦手な生徒、障害のある生徒など、どの生徒でも参加しやすい活動内容や活動時間等とするなどの工夫を実施
- ② 複数のスポーツや文化・科学分野等の様々な活動も含めて幅広く経験できるよう配慮

4. スケジュール（予定）

- ・12月10日 実行会議での審議
- ・12月中 改訂・通知

(参考)

- ・10月23日・24日 部活動改革に関する実行会議WG（スポーツ、文化芸術）での審議
- ・10月25日 中教審・教育課程部会での審議

【参考】学習指導要領における部活動の位置付け

中学校学習指導要領（平成29年告示）における記載

第1章 総則

第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。
特に，生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については，スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

※高等学校・特別支援学校についても、同様の記載

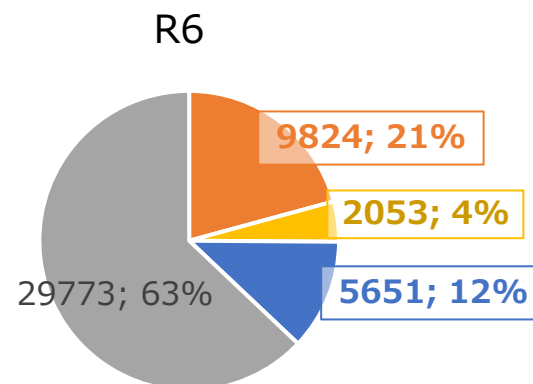
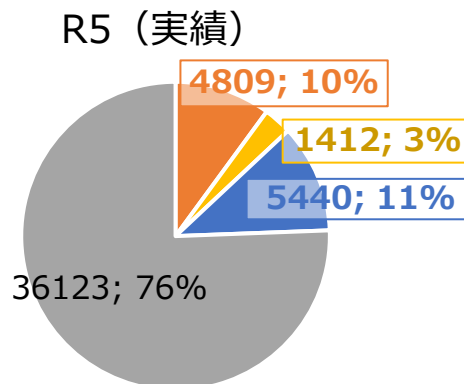
【参考】休日の運動部活動の地域連携・地域移行の動向（部活動数）

令和5年度以降、地域移行（地域スポーツクラブでの活動）に取り組む部活動数（※1）は増加している。令和7年度までには、**23,308部活動（54%）**が地域連携または地域移行（地域スポーツクラブでの活動）を予定している。

※休日の部活動の実施に当たり、各類型で実施した／実施予定の部活動数を調査。

◆部活動数

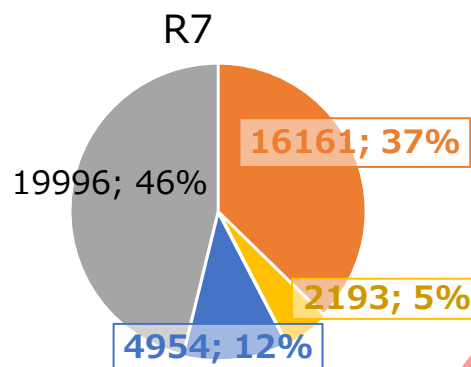
- 地域移行（地域スポーツクラブ）
- 地域連携（合同部活動）
- 地域連携（部活動指導員の活用）
- 学校部活動



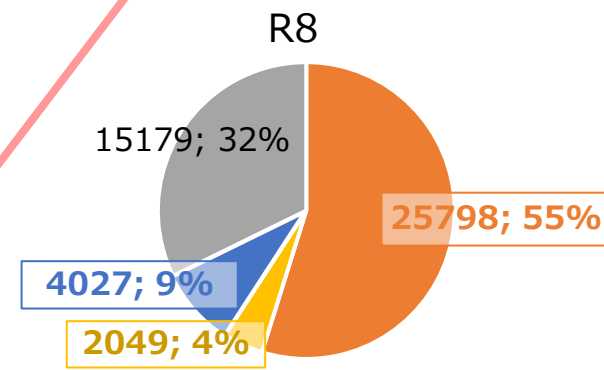
- ※1 各年度の地域移行の部活動数は、前年度までに地域移行を完了した部活動数も含む
- ※2 未定等により、年度ごとに回答率が異なるため、合計値は一致しない
- ※3 調査票では、令和5年度～令和8年度の他、地域移行（地域スポーツクラブ）は「令和9年度以降」「時期未定」、地域連携・学校部活動は「時期未定」の回答欄を設けたため、令和6年度以降の集計には一部の部活動は含まれない

地域連携または地域移行を実施する部活動数：
11,661部活動（24%）

17,528部活動（37%）



23,308部活動（54%）



31,874部活動（68%）

＜出典＞ 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（運動部）（令和6年8月）

【参考】平日の運動部活動の地域連携・地域移行の動向（部活動数）

令和5年度以降、地域移行（地域スポーツクラブでの活動）に取り組む部活動数（※1）は増加している。令和7年度までには、**8,767部活動（31%）**が地域連携または地域移行（地域スポーツクラブでの活動）を予定している。

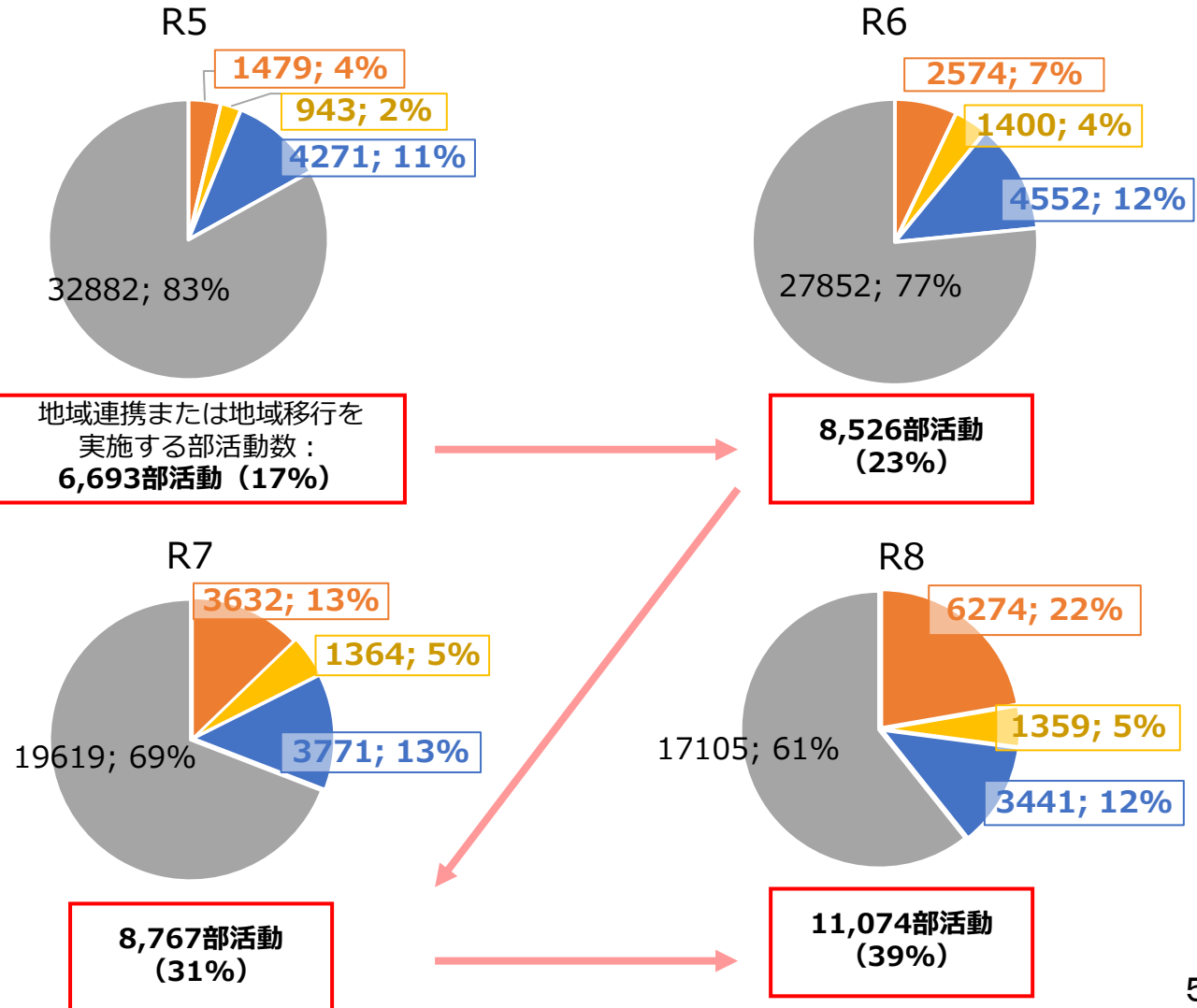
※平日の部活動の実施に当たり、各類型で実施した／実施予定の部活動数を調査。

◆部活動数

- 地域移行（地域スポーツクラブ）
- 地域連携（合同部活動）
- 地域連携（部活動指導員の活用）
- 学校部活動

- ※1 各年度の地域移行の部活動数は、前年度までに地域移行を完了した部活動数も含む
- ※2 未定等により、年度ごとに回答率が異なるため、合計値は一致しない
- ※3 調査票では、令和5年度～令和8年度の間、地域移行（地域スポーツクラブ）は「令和9年度以降」「時期未定」、地域連携・学校部活動は「時期未定」の選択肢を設けたため、令和6年度以降のカウントでは一部の部活動が含まれていない

＜出典＞ 学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドラインに係るフォローアップ調査結果（運動部）（令和6年8月）



学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン (令和4年12月 スポーツ庁・文化庁) (抜粋)

Ⅱ 新たな地域クラブ活動

3 学校との連携等

ア 地域クラブ活動は、青少年のスポーツ・文化芸術活動が有する教育的意義のみならず、集団の中で仲間と切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を持ちうるものである。学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させ、地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学びなどの新しい価値が創出されるよう、学校・家庭・地域の相互の連携・協働の下、スポーツ・文化芸術活動による教育的機能を一層高めていくことが大切である。

イ 地域クラブ活動と学校部活動との間では、運営団体・実施主体や指導者が異なるため、2（2）②で述べた協議会等の場を活用し、地域クラブ活動と学校部活動との間で、活動方針や活動状況、スケジュール等の共通理解を図るとともに、関係者が日々の生徒の活動状況に関する情報共有等を綿密に行い、学校を含めた地域全体で生徒の望ましい成長を保障する。その際、兼職兼業により指導に携わる教師の知見も活用する。

ウ (略)

エ 学校の設置者及び校長は、地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等も生徒や保護者に周知するなど、生徒が興味関心に応じて自分にふさわしい活動を選べるようにする。

Ⅲ 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

1 新たなスポーツ・文化芸術環境の整備方法

(1) 休日の活動の在り方等の検討

ア 地域における新たなスポーツ・文化芸術環境の整備について、まずは、休日における地域の環境の整備を着実に進める。その際、休日と平日で指導者が異なる場合には、あらかじめ指導者等の間で指導方針や生徒の活動状況に関する情報等の共有を行うなど緊密な連携を図るとともに、生徒や保護者等へ説明を丁寧に行う。